

整備受託自動車保険特約のご案内

損害保険ジャパン株式会社

はじめに

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、損保ジャパンでは、自動車整備業者の皆様が、整備・修理・点検などの目的で受託される自動車のために、自動車保険「整備受託自動車保険特約」をご用意しております。

この特約の内容をご案内申し上げますので、何卒ご高覧、ご検討のうえ、ご採用いただきますようお願い申し上げます。

敬具

目次

・特約の概要	P	3
・対象となる自動車の範囲	P	4
・補償を受けられる方の範囲～対人賠償責任保険・対物賠償責任保険～	P	5
・対象となる補償	P	6
・保険責任の始期および終期	P	7
・この特約の保険料について(その1)	P	8
・この特約の保険料について(その2)	P	9
・お見積り	P	10
・おわりに	P	11

特約の概要

整備受託自動車保険特約とは、自動車整備業者の皆様が整備・修理・点検などの目的でお客さまから受託した自動車を対象として、お客さまに引き渡すまでの対人賠償、対物賠償、搭乗者傷害の危険を包括的に補償する特約です。

対象となる自動車の範囲

貴社が整備・修理・点検などの目的でお客さまから受託する自動車を対象とします。

(注) 貴社の社有車等は対象となりません。

補償を受けられる方の範囲 ～対人賠償責任保険・対物賠償責任保険～

- ・貴社および貴社の使用人
- ・顧客への納車等を委託している業者（ただし、証券裏書に委託先の業者名を記載した場合に限ります。）

（注）委託先の業者には、他の自動車整備業者・板金業者・塗装業者・タイヤ交換業者など、同種の業務を営んでいる方を含めることはできません。

対象となる補償

次の補償から選択してご契約いただくことができます。

- ・対人賠償責任保険
- ・対物賠償責任保険

(搭乗者傷害特約(日額払)を含みます。)

(注1) 対人賠償責任保険をご契約の場合には、自損事故傷害特約が必ず付帯されます。

(注2) 受託した自動車に自賠責保険等*がご契約されていなかった場合には、対人賠償責任保険は自賠責保険等*により補償される部分を含めて補償します。

* 自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく責任保険または責任共済をいいます。

(注3) 受託した自動車同士の対物事故は免責となります。

(注4) 対物賠償責任保険を適用したご契約の場合には、対物全損時修理差額費用特約を付帯することができます。

(注5) 搭乗者傷害特約(日額払)は、必ず対人賠償責任保険または対物賠償責任保険のいずれかとセットでご契約いただきます。

(注6) 車両保険は自動車管理者特約を付帯した賠償責任保険等をご契約いただくことで補償されます。(この特約では補償することができません。)

保険責任の始期および終期

お客さまより自動車を引き取った時に始まり、通常の整備作業（試運転を含みます。）の過程を経て、お客さまに引き渡した時に終わります。

ただし、通常の整備作業の過程を逸脱した用途に使用されている間に生じた事故は補償いたしませんのでご注意ください。

（注）上記以外にも保険金をお支払いできない場合があります。詳細につきましては、「自動車保険（BAP）普通保険約款および特約」をご覧ください。

この特約の保険料について(その1)

1. 従事者数方式

整備従事者数が30名以内の整備工場の場合、ご契約することができます。

(注1) 複数の整備工場を有し、かつ整備従事者数が30名を超える整備工場が1か所でもある場合は、そのすべてを

2. 受託台数方式でご契約いただきます。

(注2) 整備従事者数は、自動車整備士資格の有無を問わず、整備・修理・点検などにたずさわる人数をいいます。

(店主等を含み、顧客からの車両の引受け・引渡しのみを行う方は含めません。)

契約締結時の整備従事者数に基づいた年間保険料をお支払いいただきます。

(注3) ご契約期間の途中で整備従事者数に増減が生じても、保険料の請求・返還は行いません。

保険料の分割払いもご利用いただけます。

(注4) 所定の割増が適用されます。

なお、1保険証券の保険料総額が30万円以上となる場合には、割増なしで所定の回数に分割して保険料をお支払いいただくことができます。

この特約の保険料について(その2)

2.受託台数方式

整備従事者数が30名超の整備工場の場合、ご契約することができます。

(注1)複数の整備工場を有し、かつ整備従事者数が30名を超える整備工場が1か所でもある場合は、そのすべてを2.受託台数方式でご契約いただきます。

(注2)整備従事者数は、自動車整備士資格の有無を問わず、整備・修理・点検などにたずさわる人数をいいます。
(店主等を含み、顧客からの車両の引受け・引渡しのみを行う方は含めません。)

契約締結時に年間予想受託台数に基づいた概算保険料をお支払いいただきます。

ご契約期間終了後に、年間確定受託台数に応じた確定保険料と、ご契約時にお支払いいただいた概算保険料との差額を請求・返還させていただきます。

保険料の分割払いもご利用いただけます。

(注3)所定の割増が適用されます。

なお、1保険証券の概算保険料総額が30万円以上となる場合には、割増なしで所定の回数に分割して保険料をお支払いいただくことができます。

おわりに

- ◆このご案内は「自動車保険(BAP)」および「整備受託自動車保険特約」の概要を説明したものです。
詳しい内容につきましては、「自動車保険(BAP)普通保険約款および特約」をご覧ください。
なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ◆取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。
- ◆その他ご不明な点につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

○お問い合わせ先
(取扱代理店)

有限会社Jトップ
電話 047-455-1770(平日9時から18時)

